特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２号
岩手県大船渡市末崎町字神坂70番地９
清算株式会社　丸大冷蔵株式会社
代表清算人　紀室　重政
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（ヒ）第１００１号
鳥取市天神町11番地
清算株式会社　宮下株式会社
代表清算人　中川　盛雄
１　決定年月日　平成21年８月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第１号
熊本県阿蘇市内牧1095番地の１
清算株式会社　株式会社角萬
代表清算人　津田　則忠
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所阿蘇支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第６号
栃木県宇都宮市石井町3315番地２
清算株式会社　宇都宮カーゴ株式会社
１　決定年月日　平成21年８月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第３００１号
川崎市多摩区宿河原６丁目28番11号
清算株式会社　株式会社インフォーエスシステムズ
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第３１号
岡山市北区駅前町１丁目６番１号
清算株式会社　オーケー不動産株式会社
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　協定債権
清算株式会社に対して協定債権を有する協定債権者とその有する協定債権額は、以下のとおりである。
①　株式会社ダイエー
元本金20億5503万7167円及び元本に対する平成21年１月１日から完済まで年18.25パーセント（日歩５銭）の割合による遅延損害金
②　オリックス株式会社　金4859万4000円
③　Ｅ＆Ｇエネルギーサービス株式会社
金758万5200円
第２　基本方針
清算株式会社は、換価代金から清算手続に必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対して、各協定債権の特別清算開始時（平成20年12月22日）における債権額（以下、「基準額」という）に応じて按分して弁済し、残余の債務については免除を受けることを基本方針とする。
第３　弁済
１　清算株式会社は、各協定債権者に対して、基準額に0.12155の割合（12.155％）を乗じた金額を、協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月末日までに弁済する。
各協定債権者に対する弁済額は以下のとおりである。
①　株式会社ダイエー
金２億4978万9767円
②　オリックス株式会社
金590万6600円
③　Ｅ＆Ｇエネルギーサービス株式会社
金92万1981円
２　各協定債権者は、前項に基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、さらに清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を基準額の割合に応じて弁済する。この場合、前項の規定に基づく残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
第４　通則
１　端数の処理
各協定債権に対する弁済額の計算において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
２　弁済の方法
協定による弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
平成21年２月２日以降に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
以上
岡山地方裁判所

監 督 命 令

平成２１年（再）第７号
熊本市安政町８番16号
再生債務者　株式会社村瀬海運
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　熊本市京町２丁目２―37三祐ビル１階　弁護士　江越　和信
平成21年８月21日
熊本地方裁判所民事第１部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１６号
名古屋市守山区新守町229番地
再生債務者　亨栄ケミカル株式会社
特別調査期間　平成21年９月７日から平成21年９月14日まで
平成21年８月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定

平成２０年（再）第３号
北海道北見市端野町端野25番地
再生債務者　株式会社福祉コミュニティサポート
１　決議に付する再生計画案　平成21年７月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月15日まで
平成21年８月21日　釧路地方裁判所北見支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第３号
山形市あこや町２丁目３番１号
再生債務者　錦産業株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年６月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年10月８日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月11日　　山形地方裁判所民事部

平成２０年（再）第４号
山形県北村山郡大石田町桂木町３番地５
再生債務者　有限会社斎藤工務所
１　決議に付する計画案　平成21年６月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年10月８日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月11日　　山形地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２０年（再）第２８号
愛知県西尾市中畑２丁目53番地
再生債務者　スズキ鋳鉄工業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年８月21日
名古屋地方裁判所民事第２部